

**第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会 第3回常任委員会 次第**

令和5年8月31日（木） 14：00～
奈良県コンベンションセンター 203・204 会議室

1 開 会

○あいさつ 奈良県準備委員会常任委員会 委員長 山下 真

2 報 告

(1) 各専門委員会の審議結果について

3 議 事

(1) 第1号議案

第85回国民スポーツ大会競技会場地市町村第1次選定（案）

(2) 第2号議案

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
開催基本構想の策定について（案）

(3) 第3号議案

第85回国民スポーツ大会公開競技実施基本方針（案）

(4) 第4号議案

第85回国民スポーツ大会デモンストラレーションスポーツ実施基本方針（案）

(5) 第5号議案

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会専門委員会規程の改正について（案）

4 閉 会

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会

奈良県準備委員会

第3回常任委員会

令和5年8月31日（木）

奈良県コンベンションセンター

2階 203・204会議室

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会 第3回常任委員会資料目次

●報 告

- 1 各専門委員会の審議結果について . . . P 1

●議 事

第1号議案

- 第85回国民スポーツ大会競技会場地市町村第1次選定（案） . . . P 2～5

第2号議案

- 第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
開催基本構想の策定について（案） . . . P 6

第3号議案

- 第85回国民スポーツ大会公開競技実施基本方針（案） . . . P 7

第4号議案

- 第85回国民スポーツ大会
デモンストレーションスポーツ実施基本方針（案） . . . P 8

第5号議案

- 第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会専門委員会規程の改正について（案） . . . P 9～11

参考資料

- 奈良県準備委員会会則等 . . . P12～

各専門委員会の審議結果について

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会会則第13条第2項の規定に基づき、各専門委員会の審議結果について下記のとおり報告する。

●総務企画専門委員会

〔第3回〕

開催日時場所：令和5年8月10日「奈良県コンベンションセンター」

審議事項：第85回国民スポーツ大会競技会場地市町村第1次選定（案）
：第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
開催基本構想の策定について（案）

審議結果：原案のとおり決定した。

●競技運営専門委員会

〔第3回〕

開催日時場所：令和5年8月8日「ホテル リガーレ春日野」

審議事項：第85回国民スポーツ大会公開競技実施基本方針（案）
：第85回国民スポーツ大会デモンストラーションスポーツ
実施基本方針（案）

審議結果：原案のとおり決定した。

第85回国民スポーツ大会競技会場地市町村第1次選定（案）

【市町村別】

No.	市町村名	競技（種目名）	種別	開催予定施設
1	奈良市	軟式野球	成年男子	ロートスタジアム奈良
		剣道	全種別	ロートアリーナ奈良
		ゴルフ	未定	奈良国際ゴルフ倶楽部
		高等学校野球（軟式）		ロートスタジアム奈良
2	大和高田市	ボウリング	全種別	オプトボウルタカダ
3	大和郡山市	軟式野球	成年男子	ならっきー球場
4	桜井市	ソフトボール	未定	芝運動公園運動場
5	生駒市	ハンドボール	未定	生駒市体育協会総合S.C. 体育館
				生駒市体育協会滝寺S.C. 体育館
		レスリング	成年男子 少年男子 女子	生駒市体育協会滝寺S.C. 体育館
6	香芝市	バレーボール	未定	香芝市総合体育館
7	葛城市	相撲	成年男子 少年男子	葛城市民体育館
		サッカー	未定	新庄第一健民運動場
8	宇陀市	ウェイトリフティング	成年男子 少年男子 女子	宇陀市総合体育館

（留意事項）

- 開催予定施設は、今後中央競技団体の視察結果等により、会場の追加・変更が生じる場合がある。
- 種別欄の「未定」については、競技に必要な他の施設が確定した段階で協議する。

第85回国民スポーツ大会競技会場地市町村第1次選定（案）

【競技別】

No.	競技（種目名）	種別	市町村名	開催予定施設
1	サッカー	未定	葛城市	新庄第一健民運動場
2	バレーボール	未定	香芝市	香芝市総合体育館
3	レスリング	成年男子 少年男子 女子	生駒市	生駒市体育協会滝寺S.C. 体育館
4	ウエイトリフティング	成年男子 少年男子 女子	宇陀市	宇陀市総合体育館
5	ハンドボール	未定	生駒市	生駒市体育協会総合S.C. 体育館
				生駒市体育協会滝寺S.C. 体育館
6	軟式野球	成年男子	奈良市	ロートスタジアム奈良
			大和郡山市	ならっきー球場
7	相撲	成年男子 少年男子	葛城市	葛城市民体育館
8	ソフトボール	未定	桜井市	芝運動公園運動場
9	剣道	全種別	奈良市	ロートアリーナ奈良
10	ボウリング	全種別	大和高田市	オプトボウルタカダ
11	ゴルフ	未定	奈良市	奈良国際ゴルフ倶楽部
12	高等学校野球（軟式）		奈良市	ロートスタジアム奈良

（留意事項）

- 開催予定施設は、今後中央競技団体の視察結果等により、会場の追加・変更が生じる場合がある。
- 種別欄の「未定」については、競技に必要な他の施設が確定した段階で協議する。

●競技会場地選定の状況（正式競技、特別競技）

第1次選定（令和5. 8. 31）		未選定・調整中		
競技名【種目名】	会場地市町村	競技名【種目名】		
1	サッカー ※1／7試合場以上	葛城市	1	陸上競技
2	バレーボール ※2／8試合場	香芝市	2	水泳【競泳】
3	レスリング	生駒市	3	水泳【水球】
4	ウエイトリフティング	宇陀市	4	水泳【飛込】
5	ハンドボール ※2／6試合場	生駒市	5	水泳【アーティスティックスイミング】
6	軟式野球 ※2／6試合場	奈良市、大和郡山市	6	水泳【オープンウォータースイミング】
7	相撲	葛城市	7	サッカー ※6試合場以上
8	ソフトボール ※2／8試合場	桜井市	8	テニス
9	剣道	奈良市	9	ローイング
10	ボウリング	大和高田市	10	ホッケー
11	ゴルフ ※1／3試合場	奈良市	11	ボクシング
12	高等学校野球【軟式】	奈良市	12	バレーボール ※6／8試合場
			13	バレーボール【ビーチバレー】
			14	体操【競技】
			15	体操【新体操】
			16	体操【トランポリン】
			17	バスケットボール ※10／10試合場
			18	セーリング
			19	ハンドボール ※4／6試合場
			20	自転車【トラック】
			21	自転車【ロード】
			22	ソフトテニス
			23	卓球
			24	軟式野球 ※4／6試合場
			25	馬術
			26	フェンシング
			27	柔道
			28	ソフトボール ※6／8試合場
			29	バドミントン
			30	弓道
			31	ライフル射撃【CP】
			32	ライフル射撃【CP以外】
			33	ラグビーフットボール ※3／3試合場
			34	スポーツクライミング
			35	カヌー【スプリント】
			36	カヌー【SL・WW】
			37	アーチェリー
			38	空手道
			39	銃剣道
			40	クレ射撃
			41	ゴルフ ※2／3試合場
			42	トライアスロン
			43	高校野球【硬式】

国スポ・全スポ競技会場地選定のスケジュール

年 度		方針・計画等	会場地選定
2021年 (R3)	10年前	会場地選定基本方針等の策定	
2022年 (R4)	9年前	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">競技施設基準の策定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担細目</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">開催準備総合計画</div>	<ul style="list-style-type: none"> ●国スポ 正式競技・特別競技 会場地意向調査 (市町村及び競技団体)
2023年 (R5)	8年前	競技施設整備計画及び整備 ※会場地内定後、各市町村で 計画	<ul style="list-style-type: none"> ●会場地選定（第1次） ・国スポ 正式競技・特別競技 ・県外開催競技候補地検討
2024年 (R6)	7年前		<ul style="list-style-type: none"> ●会場地選定（第2次～） ・国スポ 正式競技・特別競技 ・国スポ 公開競技 ・県外開催競技会場地選定
2025年 (R7)	6年前	中央競技団体の正規視察	
2026年 (R8)	5年前	開催内定	<ul style="list-style-type: none"> ●会場地選定 ・デモンストレーションスポーツ ※開催3年前までに申請 ・全スポ（オープン）
2027年 (R9)	4年前		
2028年 (R10)	3年前	開催決定	
2029年 (R11)	2年前		
2030年 (R12)	1年前	国スポ正式競技 リハーサル大会（プレ大会）	
開催年 2031年 (R13)		全スポ リハーサル大会（プレ大会）	第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会 開催

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
開催基本構想の策定について（案）

1. 趣旨

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会開催基本方針（令和3年11月24日第1回総会決定）に基づき、両大会の目標及びその実現に向けた具体的な取り組みを明確にし、開催準備を円滑に推進するため、「第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会開催基本構想」（以下、「開催基本構想」という。）を策定する。

2. 策定の進め方

- (1) 総務企画専門委員会において、開催基本構想素案や案を審議する。
- (2) 開催基本構想案について、常任委員会で審議・決定後、総会で報告する。

3. スケジュール（予定）

年月（令和）	会議等	内容	逆年
5年度	8月	第3回総務企画専門委員会	開催基本構想の策定の審議 開催基本構想の策定について (決定・報告)
		第3回常任委員会 第3回総会	
	1月	総務企画専門委員会	開催基本構想(素案)の審議
6年度	7月	総務企画専門委員会	開催基本構想(案)の審議
	8月	常任委員会 総会	開催基本構想の決定 開催基本構想の報告

第85回国民スポーツ大会 公開競技実施基本方針(案)

第85回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）において実施する公開競技は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」及び「同細則」、「国民体育大会公開競技実施基準」並びに「第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) 国スポを契機として、競技スポーツや地域スポーツの推進を図るとともに、県民の健康増進や生きがいづくりに取り組む。
- (2) 県民が多くスポーツに触れ合う機会を増やすことにより、「だれもが、いつでも、どこでも」スポーツに親しめる環境を整備し、「生き活きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」の実現を目指す。

2 実施競技の選択

実施競技は、「第85回国民スポーツ大会実施競技選択基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、ダンススポーツの9競技から選択する。

- (1) 競技を実施することにより、大会終了後においても、県内での競技の普及・振興が推進されること。
- (2) 当該県競技団体の組織が整備されており、競技運営能力があること。
- (3) 当該中央・県競技団体の開催意欲とともに、市町村の開催希望があること。

3 会場地市町村の選定

会場地は、「第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会競技会場地市町村選定基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 正式競技・特別競技を開催しない市町村を優先とし、市町村と競技団体の意向が合致すること。
- (2) 実施する公開競技の普及・振興が図られる市町村であること。
- (3) 実施する公開競技の開催に必要な競技施設を有する市町村であること。

4 実施方法、実施時期及び期間

- (1) 実施方法及びその他の必要な事項は別に定める。
- (2) 実施時期は、国スポ開催年度の4月1日から閉会までとする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施期間は、4日間を上限とする。

5 業務分担及び経費負担

- (1) 競技会の準備及び開催運営に係る業務（関連業務全般含む。）は、当該中央競技団体が主導で行うものとし、その経費については、当該中央競技団体の負担とする。
- (2) 参加料、参加者旅費等、当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。

第85回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施基本方針（案）

第85回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）において実施するデモンストレーションスポーツ（以下「デモスポ」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」及び「同細則」、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」並びに「第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) デモスポの実施により、県民の国スポへの参加機会をより多く設けることで、県民が楽しめる国スポを目指す。
- (2) デモスポへの参加を通じて、世代間・地域間の交流の輪を広げ、活力ある地域づくりを目指す。
- (3) 障害の有無や年齢などに関わらず、だれもがいつでも運動・スポーツに親しめる身近な環境を整備するとともに、スポーツの楽しさや喜びを広め、県民の生涯を通じた幅広いスポーツ活動を推進する。

2 実施競技の選択

実施競技は、次の事項について総合的に検討し、選択する。

- (1) 正式競技、特別競技、公開競技以外の競技で公益財団法人奈良県スポーツ協会に加盟又は推薦する競技・レクリエーションであること。
- (2) 広く県民に普及していること、又は普及する見込みがあること。
- (3) 競技団体の組織が整備されており、大会運営能力があること。
- (4) 原則として既存施設での開催が可能であること。
- (5) 市町村及び競技団体の開催希望があること。

3 会場地市町村の選定

会場地は、「第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 実施するデモスポの普及・振興を推進する市町村であること。
- (2) 実施するデモスポの開催に必要な競技施設を有する市町村であること。

4 実施方法、実施時期及び期間

- (1) 実施方法及びその他の必要な事項は、別に定める。
- (2) 実施時期は、国スポ開催年の4月1日から大会閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施期間は、原則として1日とする。

5 業務分担及び経費負担

業務分担及び経費負担は、「第85回国民スポーツ大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針」の定めるところによる。

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会専門委員会規程の改正について

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会専門委員会規程を次のとおり改正する。

1 改正の内容

別紙のとおり

2 改正の理由

広報・県民運動専門委員会を新たに設置するため。

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会専門委員会規程（改正案）

（趣旨）

第1条 この規程は、第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の種類等）

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

- 第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 委員会には必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

- 第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。
- 2 部会の委員は、会長が委嘱する。
 - 3 部会に関する事項は、委員長が定める。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

- この規程は、令和3年11月24日から施行する。
- この規程は、令和4年1月6日から施行する。
- この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な方針・計画の立案に関すること。 2 会場の選定に関すること。 3 総合開・閉会式の選定に関すること。 4 県及び会場市町村の業務分担・経費負担に関すること。 5 競技施設等の整備計画に関すること。 6 情報通信施設の整備計画に関すること。 7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関すること。 2 競技施設基準に関すること。 3 競技施設の整備計画の推進に関すること。 4 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。 5 文化プログラムに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項の推進に関すること。
競技運営	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施競技の選定立案に関すること。 2 競技の企画運営の計画立案に関すること。 3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関すること。 4 競技用具の整備計画立案に関すること。 5 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の計画策定に関すること。 6 その他競技に係る事項の計画策定に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 競技役員等の養成・編成の推進に関すること。 3 競技用具の整備に係る事項の推進に関すること。 4 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の推進に関すること。 5 競技記録集計処理の推進に関すること。 6 リハーサル大会の推進に関すること。 7 その他競技に係る事項の推進に関すること。
広報・県民運動	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>広報の基本的事項に関すること。</u> 2 <u>県民運動の基本的事項に関すること。</u> 3 <u>その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること。</u> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>広報の実施に関すること。</u> 2 <u>県民運動の推進に関すること。</u> 3 <u>愛称・スローガン、マスコット等に関すること。</u> 4 <u>その他広報及び県民運動に係る事項に関すること。</u>

* 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。

* 委任事項：委任された事項を決議すること。

参 考 资 料

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第85回国民スポーツ大会及び第30回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を奈良県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関する事
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町村の選定に関する事
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関する事
- (4) 大会開催及び準備に係る業務及び経費に関する事
- (5) 関係行政機関及び関係機関・団体との連絡調整に関する事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な準備に関する事

第2章 組織

(構成)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に係りのある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 60名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 準備委員会の会長は、奈良県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び監事（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、準備委員会の業務のうち重要な事項に参与する。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「顧問及び参与」と読み替えるものとする。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

2 準備委員会に特別委員会を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会の開催の基本方針に関すること

(2) 会則の制定及び改廃に関すること

(3) 事業計画及び事業報告に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること

(6) 特別委員会の設置に関すること

(7) その他重要な事項に関すること

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

8 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること

8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(特別委員会)

第14条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第21条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

この会則は、準備委員会設立の日（令和3年11月24日）から施行する。

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会 委員構成

会 長 奈良県知事

○副会長(8名)／常任委員(54名)／委員

行政(63名)

- 奈良県副知事(2)
奈良県各部長(16)、東京事務所長・水道局長
奈良県警察本部長
- 奈良県市長会会長
- 奈良県町村会会長
各市町村長(37※会長別掲)
国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局長
国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所長
自衛隊奈良地方協力本部長

教育(25名)

- 奈良県教育委員会教育長
奈良県都市教育長協議会会長
奈良県町村教育長会会長
奈良県高等学校長協会会長
奈良県中学校長会会長
奈良県小学校長会会長
奈良県特別支援学校長会会長
奈良県私立中学高等学校連合会会長
奈良県専修学校各種学校連合会会長
奈良県国公立幼稚園・こども園長会会長
奈良県私立幼稚園連合会会長
国立大学学長(3、教育大・女子大・先端大)
県立大学学長(2、県立大・県立医大)
県内私立大学学長(9)
畿央大・帝塚山大・天理大・奈良大・奈良学園大・近畿大・
奈良芸術短大・佐保短大・白鳳短大

議会(9名)

- 奈良県議会議長
奈良県議会副議長
奈良県議会常任委員会委員長(5)
(総務警察・厚生・経済労働・建設・文教くらし)
奈良県市議会議長会会長
奈良県町村議会議長会会長

スポーツ(65名)

- (公財)奈良県スポーツ協会会長
- 奈良県障害者スポーツ協会会長
(公財)奈良県スポーツ協会副会長(4)
奈良県レクリエーション協会会長
奈良県スポーツ推進委員協議会会長
奈良県スポーツ推進審議会会長
奈良県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長
奈良県高等学校体育連盟会長
奈良県中学校体育連盟会長
奈良県小学校体育研究会会長
(一財)奈良県高等学校野球連盟会長
奈良県スポーツ少年団本部長
各競技団体の長(41)
各生涯スポーツ競技団体の長(9)

経済・産業(11名)

- 奈良県商工会議所連合会会長
奈良県商工会連合会会長
奈良県中小企業団体中央会会長
(一社)奈良県経済産業協会会長
奈良県経済同友会代表幹事
(一社)奈良県銀行協会会長
奈良県信用金庫協会会長
奈良県農業協同組合中央会代表理事会長
奈良県森林組合連合会代表理事会長
奈良県漁業協同組合連合会代表理事会長
(一社)奈良県建設業協会会長

運輸・交通(6名)

- (公社)奈良県バス協会会長
(一社)奈良県タクシー協会会長
(公社)奈良県トラック協会会長
西日本旅客鉄道(株)常務理事近畿統括本部大阪支社長
近畿日本鉄道(株)取締役常務執行役員鉄道本部大阪統括部長
西日本高速道路(株)執行役員・関西支社長

宿泊・観光(6名)

- (一財)奈良県ビジターズビューロー理事長
(一社)全国旅行業協会奈良県支部長
奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合理事長
(公社)奈良県食品衛生協会会長
(公社)奈良県栄養士会会長
(一社)奈良県調理師連合会会長

医療・福祉(7名)

- (一社)奈良県医師会会長
(福)奈良県社会福祉協議会会長
(一社)奈良県歯科医師会会長
(一社)奈良県薬剤師会会長
(一社)奈良県病院協会会長
(公社)奈良県看護協会会長
日本赤十字社奈良県支部長

警備・消防(3名)

- (公財)奈良県消防協会会長
(公財)奈良県防犯協会会長
(一財)奈良県交通安全協会会長

社会団体(8名)

- (公社)日本青年会議所近畿地区奈良ブロック協議会会長
奈良県地域婦人団体連絡協議会会長
日本ボーイスカウト奈良県連盟長
(一社)ガールスカウト奈良県連盟長
奈良県子ども会連合会会長
(一財)奈良県老人クラブ連合会会長
奈良県公民館連絡協議会会長
奈良県ボランティア連絡協議会会長

委員 203名

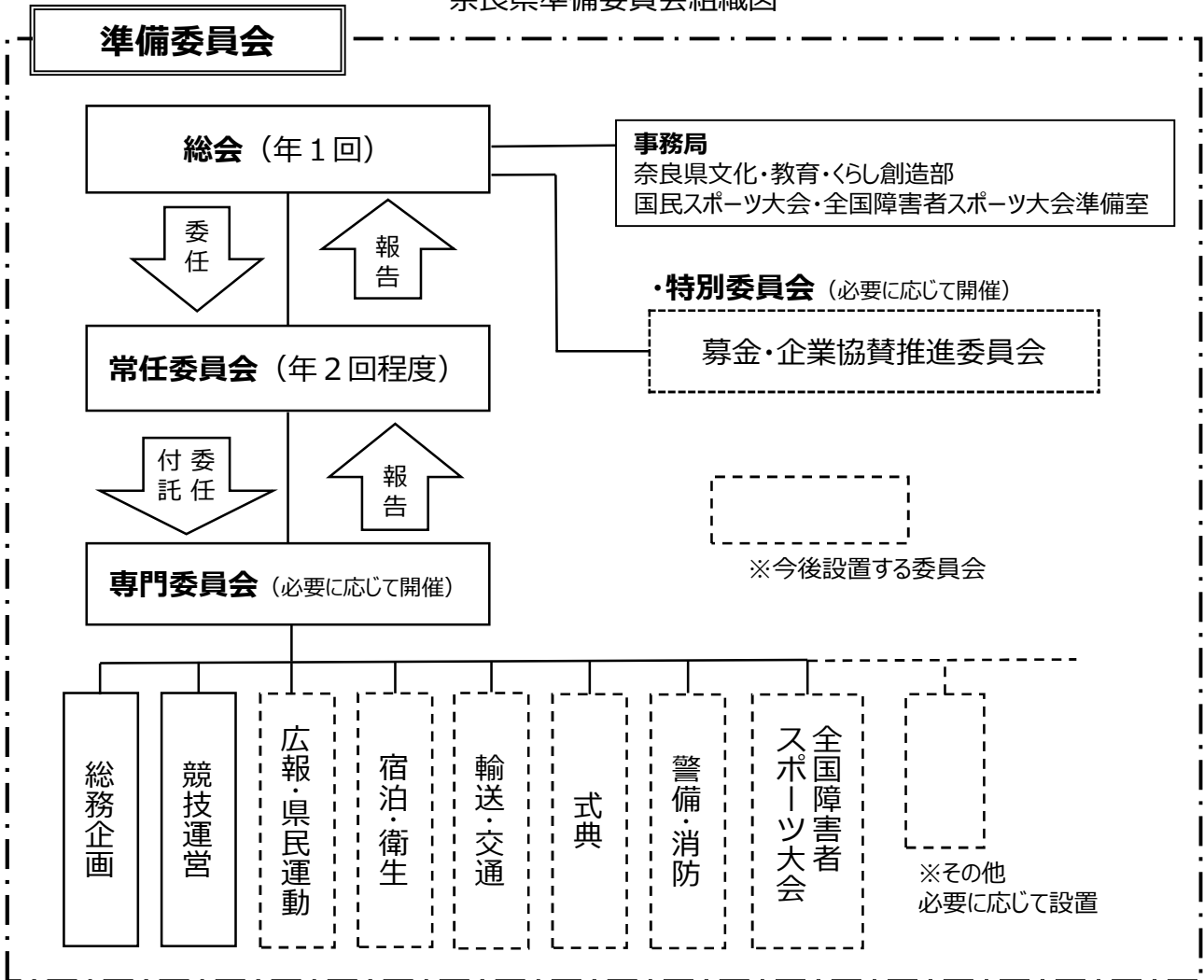
顧問 奈良県選出国會議員(8名) 計 8名

参与 奈良県議會議員(43名)、奈良県教育委員会委員(5名)、報道関係各社代表(10名)
計58名

監事 奈良県会計管理者、奈良県市長会・奈良県町村会事務局長 計 2名

総数 271名

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会組織図



- 総会**
- ・大会開催に係る根幹的事項の審議・決定を行う最高機関
 - ・開催基本方針、会則の制定、事業計画、予算・決算、常任委員会への委任事項等
- 常任委員会**
- ・実質的な施策の審議・決定を行う機関（専門委員会の設置及び委任・付託事項の審議決定）
 - ・総会から委任された事項（開催基本計画、会場地・実施予定競技の選定等）の審議決定
- 専門委員会**
- ・分野ごとに常任委員会から委任・付託された事項（専門的な施策）を審議・調査（必要に応じて設置。名称についても変更の場合あり）
 - 総務企画・・・ 総合計画、会場地選定、施設整備方針・施設基準等
 - 競技運営・・・ 大会実施競技、競技役員等の編成・養成、競技運営等
 - 広報・県民運動・・・ 広報基本方針、愛称・スローガン、マスコット等の制定等
 - 宿泊・衛生・・・ 宿泊・配宿、食事・弁当、医療救護対策等
 - 輸送・交通・・・ 全国輸送、総合開会式の輸送、競技会場地等の輸送計画等
 - 式典・・・ 開・閉会式、式典演技、式典音楽の計画等
 - 警備・消防・・・ 開・閉会式、競技会場の警備、大会期間中の消防防災対策等
 - 全国障害者スポーツ大会・・・ 大会の開催準備
- 募金・企業協賛推進委員会（特別委員会）・・・ 募金・企業協賛の推進に関する事項

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、令和 3 年 1 月 2 4 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 1 月 6 日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な方針・計画の立案に関すること。 2 会場地の選定に関すること。 3 総合開・閉会式の選定に関すること。 4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関すること。 5 競技施設等の整備計画に関すること。 6 情報通信施設の整備計画に関すること。 7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関すること。 2 競技施設基準に関すること。 3 競技施設の整備計画の推進に関すること。 4 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。 5 文化プログラムに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項の推進に関すること。
競技運営	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施競技の選定立案に関すること。 2 競技の企画運営の計画立案に関すること。 3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関すること。 4 競技用具の整備計画立案に関すること。 5 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の計画策定に関すること。 6 その他競技に係る事項の計画策定に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 競技役員等の養成・編成の推進に関すること。 3 競技用具の整備に係る事項の推進に関すること。 4 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の推進に関すること。 5 競技記録集計処理の推進に関すること。 6 リハーサル大会の推進に関すること。 7 その他競技に係る事項の推進に関すること。

- * 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。
- * 委任事項：委任された事項を決議すること。

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針

1. 基本方針

第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国障害者スポーツ大会は、大会開催を契機として、競技スポーツや地域スポーツの推進を図るとともに、県民の健康増進や生きがいづくりに取り組みます。

その中で、子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、全ての県民がスポーツを通して夢や希望を得られるように、大会を一過性のイベントに終わらせず、大会開催を契機とした、さらなるスポーツの振興と環境の充実に取り組みます。

これらの取り組みを通じて、「だれもが、いつでも、どこでも」スポーツに親しめる環境を整備し、「生き活きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」の実現を目指します。

また、世界に誇る多くの歴史文化遺産や四季の美しい自然をはじめとした多彩な魅力を、県民総出のおもてなしで、全国に向けて発信します。

このような取組を、大会の成功に向けて、全ての市町村及び競技団体、関係団体・機関の協力と創意工夫のもと、県内一丸となって進めていきます。

2. 実施目標

(1) スポーツを支える仕組みづくり

トップアスリートの指導者だけでなく、地域のスポーツ指導者やボランティアなど、スポーツを支える人たちが、スポーツの楽しさや喜びを伝え、選手を導けるように、教育分野やスポーツ医・科学等とも連携・協力し、スポーツを支える仕組みづくりに取り組みます。

(2) 県民に夢と感動を届ける競技スポーツの推進

県民が夢や感動を得ることができる大会になるよう、奈良県で活躍する選手を育成するとともに、子どもをはじめ多くの県民が、一流のスポーツに触れ、憧れ、自らも取り組むことができる競技施設を整備します。

(3) だれもがスポーツに親しめる地域スポーツの推進

障害の有無や年齢などにかかわらず、だれもがいつでも運動・スポーツに親しめる身近な環境を整備するとともに、スポーツの楽しさや喜びを広め、県民の生涯を通じた幅広いスポーツ活動に繋げていきます。

(4) 奈良県の魅力を全国に発信

自然や文化など地域の魅力がスポーツと繋がり、さらに新たな魅力を創出できるよう、県、市町村等が連携・協力し、地域の賑わいづくりに取り組みます。

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基準

第 85 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）第 30 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）における会場地市町村は、「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基本方針」に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

この基準により選定を行うのは、国スポの正式競技及び特別競技並びに障スポの個人競技及び団体競技の会場地市町村とする。

なお、国スポの公開競技、デモンストレーションスポーツ及び障スポのオープン競技については、別途選定する。

2 選定の基準

次の基準により、総合的な判断、評価のもとに選定する。

- (1) 市町村の開催希望と競技団体の意向が原則的として合致していること。
- (2) 障スポの競技会場は、原則として、国スポで使用する会場とすること。
- (3) 同一競技を複数の市町村に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないようにすること。
- (4) 特定の市町村や施設に競技が集中しすぎないように、地域のバランスに配慮すること。
- (5) 会場は、原則として「国民体育大会開催基準要項（公益財団法人日本スポーツ協会）」で定める施設基準を満たし、ユニバーサルデザインにも配慮された既存施設を活用すること。
- (6) 付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、地域住民のボランティアとしての参画など、大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。
- (7) 選手・役員の輸送及び交通手段並びに宿舎を確保できること。
- (8) 両大会の開催を通してスポーツ振興に積極的に取り組む意欲があること。

3 選定の手続き

総務企画専門委員会において調査・審議を行い、常任委員会において決定する。

第 85 回国民スポーツ大会県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担基本方針

第 85 回国民スポーツ大会の開催にあたり、県及び会場地市町村は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 県が担当する業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な総合調整、連絡及び助言を担当し、経費を負担する。
- (2) 総合開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等、全県的・総合的な大会の準備及び運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる県有施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

2 会場地市町村が担当する業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務に係る計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な調査、連絡及び調整に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (2) 競技会の表彰式の実施及び競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備・運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる市町村有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

3 業務分担・経費負担の細目

県及び会場地市町村の業務分担、経費負担の細目については、別に定める。

4 その他

第 30 回全国障害者スポーツ大会については、別途定めるものとする。

第85回国民スポーツ大会
 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担細目

「第85回国民スポーツ大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針」に基づき、業務分担・経費負担の細目を次のとおり定める。

- 1 県及び会場地市町村の業務分担の細目は、別表のとおりとする。

※別表より関連部分抜粋

3 競技運営

項目	県	会場地市町村
11 デモンストレーションスポーツ	1 デモンストレーションスポーツ実施基本方針の決定	1 デモンストレーションスポーツの実施計画の策定
	2 デモンストレーションスポーツの選定	2 デモンストレーションスポーツの実施
	3 デモンストレーションスポーツ実施申請書の提出	

- 2 県及び会場地市町村の経費負担の細目は、それぞれ業務分担の細目による業務に必要な経費とする。
- 3 この細目に定めのない事項で必要なものについては、県と会場地市町村が協議の上、決定する。